

# 令和4年度

## 第3回 恵庭市地域公共交通活性化協議会

日時：令和5年2月10日（金）10時～

場所：恵庭市民活動センター

8-1・8-2・8-3 会議室

### 次 第

#### 1. 議 題

議案第1号 令和5年度以降の地域公共交通活性化協議会に係る予算の考え方について

議案第2号 恵庭市地域公共交通活性化協議会に係る関係例規の整備について

議案第3号 令和5年度地域公共交通調査事業について

報告第1号 恵庭市地域公共交通計画基礎調査について

報告第2号 恵庭市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正について

#### 2. そ の 他

## 議案第1号

令和5年度以降の地域公共交通活性化協議会に係る予算の考え方について

### ■背景

- 令和2年11月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（以下「活性化再生法」という。）の改正により、地方公共団体は地域公共交通計画を作成するよう努めなければならないとされるとともに、係る計画の作成にあたっては「住民、地域公共交通の利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」とされた。
- 上記法改正と合わせて、次のような変更があった。
  - ①「地域公共交通計画の作成」と「当該計画への補助系統等の位置付け」がフィーダー補助を受ける要件となった。
  - ②令和7年事業年度（令和6年10月1日～令和7年9月30日）からのフィーダー補助は、活性化再生法に基づく協議会等（法定協議会）がその補助の交付先とされている。
  - ③国土交通省による地域公共交通調査等事業（地域公共交通計画等の策定等に係る経費への財政的支援）においても、法定協議会が補助対象事業者とされている。

### ■令和5年度以降の地域公共交通活性化協議会に係る予算の考え方について

上記背景のように、今後の地域の公共交通を考えるにあたっては、地域公共交通活性化協議会の位置づけがより一層重要となってきたことを踏まえ、令和5年度以降の地域公共交通活性化協議会に係る予算を次のとおり整理したい。

- ①えにわコミュニティバスの運行に関し、これまで市と事業者の間で行ってきた委託契約を、令和5年度からは地域公共交通活性化協議会と事業者との委託契約に変更する。それに伴い、年令和5年度以降の歳出に、「えにわコミュニティバスの運行に係る委託料」を折り込む。また、令和5年度のみ「地域公共交通計画の作成」に係る経費を折り込む。

- ②令和5年度以降の歳入に、市からの負担金を折り込む。また、令和5年度のみ「調査事業に係る国庫補助金」を折り込む。
- ③令和6年度以降の歳入に、フィーダー系統補助を折り込む

議案第 2 号

恵庭市地域公共交通活性化協議会に係る関係例規の整備について

○改正趣旨

恵庭市地域公共交通活性化協議会の歳入・歳出の考え方の整理に伴い、下記関係例規の改正を行う。

- ・ 恵庭市地域公共交通活性化協議会事務局規程（事務局職員の構成の改正）
- ・ 恵庭市地域公共交通活性化協議会財務規程（歳出予算科目の新設その他所要の改正）

○施行日 令和 5 年 4 月 1 日

○新旧対照表（恵庭市地域公共交通活性化協議会事務局規程）

現行	改正案
<p>第 1 条・第 2 条（略）</p> <p>（職員等）</p> <p>第 3 条 事務局に事務局長、<u>その他必要な職員</u> _____ を置く。</p> <p>2 事務局長は、<u>恵庭市生活環境部生活環境課長</u> をもって充てる。</p> <p>3（略）</p> <p>第 4 条～第 7 条（略）</p>	<p>第 1 条・第 2 条（略）</p> <p>（職員等）</p> <p>第 3 条 事務局に事務局長、<u>事務局次長及び事務局員</u> を置く。</p> <p>2 事務局長は、<u>恵庭市生活環境部次長</u> _____ をもって充てる。</p> <p>3 <u>事務局次長は生活環境部生活環境課長をも</u> <u>って充てる。</u></p> <p>4（略）</p> <p>第 4 条～第 7 条（略）</p>

○新旧対照表（恵庭市地域公共交通活性化協議会財務規程）

現行	改正案
<p>第 1 条（略）</p> <p>（予算）</p> <p>第 2 条 協議会の予算は、負担金、他の団体等の補助金及びその他収入をもって歳入とし、協議会の事務及び事業に要するすべての経費をもって歳出とする。</p>	<p>第 1 条（略）</p> <p>（予算）</p> <p>第 2 条 協議会の予算は、負担金、他の団体等の補助金及びその他収入をもって歳入とし、協議会の事務及び事業に要するすべての経費をもって歳出とする。</p>

<p>2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度の予算を調整し、毎会計年度の協議会において承認を受けなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 会長は、会計年度の途中において既定の予算に補正をする必要が生じたときは、前項と同様に予算を調整し、協議会の承認を受けなければならない。</p> <p>(予算の区分)</p> <p>第3条 歳入及び歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。</p> <p>2 年度の途中において特別な理由があるときは、別表に定める以外の款、項及び目を定めることができる。</p> <p>(予算の流用等)</p> <p>第4条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、恵庭市の例によるものとする。</p> <p>2 会長は、歳出予算のうち、款及び項を超えて予算を流用したとき、又は予備費を充用したときは、直近の協議会に報告しなければならない。</p> <p>(出納及び現金等の保管)</p> <p>第5条 協議会の出納は、会長が行う。</p> <p>2 協議会に属する現金等は、会長が協議会で承認を受けた金融機関に預け入れなければならない。</p> <p>(出納員)</p> <p>第6条 会長は、協議会の事務局職員のうちから出納員を命じ、会計事務を委任することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度の予算を調製し、毎会計年度の協議会において承認を受けなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 会長は、会計年度の途中において既定の予算に補正をする必要が生じたときは、前項と同様に予算を調製し、協議会の承認を受けなければならない。</p> <p>(予算の区分)</p> <p>第3条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。</p> <p>3 年度の途中において特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の款、項及び目を定めることができる。</p> <p>(予算の流用等)</p> <p>第4条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、恵庭市の例によるものとする。</p> <p>2 会長は、前項の規定により歳出予算を流用したとき、又は予備費を充用したときは、直近の協議会に報告しなければならない。</p> <p>(出納及び現金等の保管)</p> <p>第5条 協議会の出納は、会長が行う。</p> <p>2 協議会に属する現金等は、会長が銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。</p> <p>(出納員)</p> <p>第6条 会長は、協議会の事務局員のうちから出納員を命じ、会計事務を委任することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条 (略)</p>
--	---

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後速やかに協議会の決算を調整し、監査員の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

別表(第3条関係)

(1) 歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 事業収入	1 定期券代収入	1 定期券代収入
2 負担金	1 負担金	1 負担金
3 補助金	1 補助金	1 補助金
4 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
5 諸収入	1 雑入	1 雑入

(2) 歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後速やかに協議会の決算を調製し、監査員の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

別表第1(第3条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 事業収入	1 定期券代収入	1 定期券代収入
2 負担金	1 負担金	1 負担金
3 補助金	1 補助金	1 補助金
4 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
5 諸収入	1 雑入	1 雑入

別表第2(第3条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 運行事業費
		2 調査研究費
		3 広報広聴費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 議案第3号

### 令和5年度地域公共交通調査事業について

#### ○令和5年度地域公共交通調査事業の事業量調査について

「活性化再生法に基づく協議会が主体となつて行う地域データの収集や分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用または協議会開催等の事務費等が国土交通省による補助の対象経費【補助率：対象経費の1/2（上限額500万円）】とされていること」、「地域公共交通における地域公共交通活性化協議会の重要性といった法改正の趣旨」等に鑑み、本協議会が主体となつて地域公共交通計画に取り組むとともに、上記補助事業への申請を執り進めることとしたい。

#### ○スケジュール

##### ① 事業量調査結果の内容精査：提出後～令和5年1月下旬

※国土交通省より当該補助事業に係る事前の事業量調査の依頼があつたことから既に提出し、令和4年12月14日付で事前確認が終了。

##### ② ヒアリング：令和5年2月上旬（必要に応じて本省総合政策局が運輸局に対して実施）

##### ③ 査定結果の連絡（ゼロ査定の場合を含む）：令和5年2月中旬～2月下旬

##### ④ 交付申請書の事前確認：令和5年3月上旬～4月中旬

##### ⑤ 本申請：令和5年5月上旬

##### ⑥ 交付決定：令和5年5月下旬

#### ○留意事項

- ・事業量調査は、当該事業の円滑な執行に向けて、政府予算案の閣議決定前に実施するものであり、当該事業の要求が必ずしも認められるとは限らない。
- ・当該事業については、予算額を超える多数の申請があることが見込まれるため査定を行う場合があり、補助率の変更及び査定に伴う地域の負担増分は協議会で準備のこと。

報告第1号

恵庭市地域公共交通計画基礎調査について

○令和5年度の地域公共交通計画の作成のため、令和4年度では当該計画作成の基礎となる調査を実施することとしている。令和5年2月10日までに実施した調査の概要については以下のとおり。

① えにわコミュニティバスOD調査

調査対象：えにわコミュニティバス（以下「エコバス」という。）の利用者

調査内容：乗降バス停、利用者の性別・年代、利用時間帯等

調査実施日：1月27日（金）、28日（土）、30日（月）

調査票（抜粋）

車両		Aコース		3		1		走目		日付		28		日		平日		休日		調査員						
No.	停留所名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
	性別	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
		女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
	未就学児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小中学生	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	高校生	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	大学生	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	社会人	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	前期高齢者	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	後期高齢者	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	その他(主婦等)	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	年齢	発時刻																								
1	JR島松駅	6:45																								
2	島松東町	6:46																								
3	恵庭北高校	6:47																								
4	恵み野北1丁目	6:49																								
5	恵み野北5丁目	6:50																								
6	恵み野旭小学校	6:51																								
7	恵み野東7丁目	6:52																								
8	恵み野東4丁目	6:53																								
9	恵み野南3丁目	6:55																								
10	恵み野中学校	6:56																								

② 恵庭市地域公共交通計画基礎調査（市民アンケート調査）

目的：恵庭市民の通勤等に係る移動の実態及びエコバスの利用実態並びにエコバスの潜在的なニーズの把握



調査対象：市街地に住む18歳以上の世帯主（2,000件）及びその世帯員（最大2名）

調査方法：アンケート調査票の郵送・回収

調査票郵送日 令和5年2月2日（木）

調査票回答期日 令和5年2月20日（月）

③ 恵庭市地域公共交通計画基礎調査（P&Rアンケート調査）

目的：自動車利用からエコバスへの転換を促進するための課題の把握。

調査対象：恵庭市駐車場の定期券利用者 591件

調査対象内訳：市内498件、市外93件

調査方法：アンケート調査票の郵送・回収

調査票郵送日 令和5年1月30日（月）

調査票回答期日 令和5年2月13日（月）

④ 恵庭市地域公共交通計画基礎調査（K&R利用者へのアンケート調査）

目的：自動車による送迎からエコバスへの転換を促進するための課題の把握。

調査対象：市内JR3駅への自動車による送迎の利用者 約1,000件

調査対象内訳：恵庭駅630件、恵み野駅210件、島松駅160件

調査方法：市内JR3駅に在中し、送迎車の運転手へ手交。返信用封筒による回収。

調査票実施日 令和5年2月中旬実施予定

調査票回答期日 令和5年2月下旬予定

○令和5年度では本協議会において、本調査で明らかになった地域公共交通のニーズや課題をもとに地域公共交通計画の策定に係る協議を行う予定。

報告第 2 号

恵庭市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正について

○改正趣旨

地域公共交通活性化協議会の構成員に国道及び道道の管理者を加えるほか、所要の改正を行うもの。

○施行日 令和 5 年 1 月 1 2 日

○新旧対照表

現行	改正案
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 <u>恵庭市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)</u>は、<u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号)の規定、地域公共交通確保維持改善事業補助要綱(平成 23 年 3 月 30 日国総計第 97 号、国鉄財第 368 号、国鉄業第 102 号、国自旅第 240 号、国海内第 149 号、国宝環第 103 号。以下「補助要綱」という。)</u>及び<u>道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)の規定に基づき、地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)</u>の作成及び計画の実施並びに<u>地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。</u></p> <p>第 2 条・第 3 条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第 4 条 協議会の委員は、次に掲げる者により構成し、市長が委嘱_____する。</p> <p>2 委員は次に掲げる者又は次に掲げる団体若しくは機関において選出された者をもって構成する。</p> <p>(1) 国土交通省北海道運輸局札幌運輸支局</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 <u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号)の規定に基づき、地域公共交通計画(以下「計画」という。)</u>の策定及び実施に関し<u>必要な協議を行うとともに、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項などを協議し、市における持続可能な地域公共交通網の形成に資する取組を推進するため恵庭市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)</u>を_____設置する。</p> <p>第 2 条・第 3 条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第 4 条 協議会の委員は、次に掲げる者により構成し、市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>2 委員は次に掲げる者又は次に掲げる団体若しくは機関において選出された者をもって構成する。</p> <p>(1) 国土交通省北海道運輸局札幌運輸支局</p>

<p>(2) 北海道石狩振興局地域創生部</p> <p>(3) 北海道警察札幌方面千歳警察署</p> <p>(4) 一般乗合旅客自動車運送業者</p> <p>(5) 一般貸切(乗用)旅客自動車運送業者</p> <p>(6) 恵庭商工会議所</p> <p>(7) 住民又は利用者の代表</p> <p>(8) 恵庭市医師会</p> <p>(9) 社団法人北海道バス協会</p> <p>(10) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体</p> <p>(11) その他協議会が必要と認めるもの</p> <p>(12) 恵庭市長が指名する恵庭市職員</p> <p>3 (略)</p> <p>第5条～第14条 (略)</p> <p>(事務局)</p> <p>第15条 協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、恵庭市生活環境部<u>生活環境課</u>に置く。</p> <p>第16条 (略)</p>	<p>(2) <u>国土交通省北海道開発局札幌開発建設部</u></p> <p>(3) 北海道石狩振興局地域創生部</p> <p>(4) <u>北海道空知総合振興局札幌建設管理部</u></p> <p>(5) 北海道警察札幌方面千歳警察署</p> <p>(6) 一般乗合旅客自動車運送業者</p> <p>(7) 一般貸切(乗用)旅客自動車運送業者</p> <p>(8) 恵庭商工会議所</p> <p>(9) 住民又は利用者の代表</p> <p>(10) 恵庭市医師会</p> <p>(11) 社団法人北海道バス協会</p> <p>(12) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体</p> <p>(13) その他協議会が必要と認めるもの</p> <p>(14) 恵庭市長が指名する恵庭市職員</p> <p>3 (略)</p> <p>第5条～第14条 (略)</p> <p>(事務局)</p> <p>第15条 協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、恵庭市生活環境部 _____ に置く。</p> <p>第16条 (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。